様式(例)1-1

農地貸付申出書

東大阪市農業委員会会長　あて

申出年月日 ： 令和　　年　　月　　日

私は、裏面の注意事項を承諾の上、下記のとおり農地の貸付けを行いたいので申し出ます。

申出者氏名	（ふりがな）							
申出者住所	〒							
連絡先	固定電話		携帯電話		メールアドレス			
貸付希望農地	所在地		地番	面積(㎡)	登記地目 (田・畑・その他)	現況地目 (田・畑・その他)	抵当権 (有・無)	地上権 (有・無)
登記簿の名義	申出者名義 ・ 共有名義(　　名) ・ 未相続(法定相続人:　　名)							
相続税納税猶予	受けていない ・ 受けている →		抵当権設定日:					
農地・耕作の状況	(農地や耕作の状況等について具体的に記入して下さい))							
接道状況	接道していない ・ 接道している →		軽自動車の通行:	可 ・ 不可				
区画整理状況	不明 ・ 未実施 ・ 実施済 →		特別賦課金:	円／年				
土地改良区	区域外 ・ 区域内 →		土地改良区名:	土地改良区				
土地改良区賦課金	無 ・ 有 →	有の場合:	円／年 、 負担者 : 申出者・転借人					
水利費	無 ・ 有 →	有の場合:	円／年 、 負担者 : 申出者・転借人					
共同賦役	無 ・ 有(　回／年) →	有の場合:	(出不足金) 円／年 、 参加者 : 申出者・転借人					
契約形態	使用貸借(無料) ・ 賃貸借(有料) →	賃貸借の賃料:	円／年					
貸付希望時期	いつでも可 ・ 令和　年　月から	貸付期間 :	年間					
農業用施設等の現状と利用可否	① 小屋	有 ・ 無	使用可 ・ 使用不可					
	② ハウス	有 ・ 無	使用可 ・ 使用不可					
	③ 果樹	有 ・ 無	使用可 ・ 使用不可					
	④ その他							
その他確認事項	① 簡易な物置小屋等の設置を認めるか。	認める ・ 認めない						
	② 農業用のハウスの設置を認めるか。	認める ・ 認めない						
	③ 果樹等の栽培を認めるか。	認める ・ 認めない						
	④ 農地の付近に駐車出来る場所はあるか。	有 ・ 無						
	⑤ 使用出来る農業用水はあるか。	無 ・ 有 →	水源: ため池・河川・井戸・その他					
	【取水可能時期】　月～　月 ・ 通年　【取水方法】							
農地の貸付に関する条件等	(地域での取り決めや農地使用に当たっての注意事項等を記入して下さい)							

申出に関する注意事項

○農地中間管理事業の実施区域は、市街化区域外の農地に限られます。

○農地中間管理事業の貸借期間は、原則10年以上です。(5年以上でも可能です。)

○15年以上の期間で農地中間管理権が設定されている農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

○本貸付希望申出書の内容については、市町村、農業委員会が情報共有するほか、大阪府及び農地中間管理機構(一般財団法人 大阪府みどり公社)等の関係機関へも情報提供します。

○農地や貸付条件によっては、借受希望者への紹介ができず、申出書を返却させていただくことがあります。

○借受希望者を見つけてから利用権の設定手続きを行います。
申出いただいた全ての農地を農地中間管理機構が借受けするものではありません。

○借受希望者に利用権が設定されるまでは、申出者(所有者)が保全管理するものです。
利用権設定時に、農地の状態によっては申出者(所有者)に草刈り・耕うん等を行っていただく場合があります。

○農地中間管理機構(一般財団法人 大阪府みどり公社)のホームページ等で、借受希望者に本貸付申出書の内容について情報提供する場合があります。ただし、個人情報は提供しません。
なお、借受希望者へ農地の情報提供を開始した後、相当の期間を経過しても当該農地の借受希望がない場合は情報提供を中止する可能性があります。

○相続税納税猶予適用対象農地の場合は、貸借を行うことによって、貸借農地を含む全ての適用対象農地について、免除条件が終身営農に切り替わることがあります。